

**山口市男女共同参画センター事業「無意識の偏見への気づきに関する啓発」
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、山口市男女共同参画センター事業「無意識の偏見への気づきに関する啓発」業務に係る受託者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

本業務は、多様な発想を取り入れるため、市内で活動する団体やグループなどから広く企画案を募集し、審査により採択された企画について、市が業務の実施を委託する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

無意識の偏見への気づきに関する啓発

(2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

(4) 業務の内容

別紙「山口市男女共同参画センター事業「無意識の偏見への気づきに関する啓発」業務委託に係る仕様書」のとおり

3 委託料

(1) 委託上限額

350,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）

(2) 委託経費及び経理に関する留意事項

① 委託料の対象となる経費は、この事業に直接必要となる次の経費

講師謝金、旅費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料ほか、事業の実施に必要と認められる経費

※ 企画内容とは関係のない経費、飲食代、備品購入費等は対象外とする。

② 対象経費は、他の経費と明確に区分して整理すること。

③ 要した経費は、領収書、金融機関口座の通帳等で確認できるようにし、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。

また、これらの書類は、業務終了後5年間保存すること。

(3) 支払い方法等

委託料は、概算払いを行い、事業終了後、事業実績に基づき精算する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）で、組織の運営に関する規則があること。
- (2) 市内を活動の本拠地とし、1年以上の活動実績があること。
- (3) 提案企画の運営可能な体制が確保されていること。
- (4) 宗教活動団体、政治活動団体、暴力団関係団体でないこと。

5 選定スケジュール

実施要領等の公表・・・・・・・・・・令和7年4月3日（木）
質問の受付期間・・・・・・・・・・令和7年4月3日（木）～4月18日（金）
質問に対する回答期限・・・・・・・・・・令和7年4月23日（水）
参加意向申出書提出期間・・・・・・・・・・令和7年4月3日（木）～4月25日（金）
企画提案書の受付期間・・・・・・・・・・令和7年4月30日（水）～5月20日（火）
プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・令和7年5月29日（木）、30日（金）
選定結果通知・・・・・・・・・・令和7年6月3日（火）
契約締結・・・・・・・・・・令和7年6月中旬

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
参加意向申出書（様式第1号）1部
- (2) 提出期限
令和7年4月25日（金）正午まで ※持参による場合の受付は、日・月曜を除く。
- (3) 提出先
山口市地域生活部人権推進課 男女共同参画推進室（山口市男女共同参画センター内）
- (4) 提出方法
持参・電子メール・郵送のいずれか（提出期限内必着）

7 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。口頭による質問は受け付けない。

また、質問の内容は、企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

なお、当該業務にかかる説明会は開催しない。

- (1) 質問の提出方法
 - ① 提出書類：質問書（様式第2号）
 - ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
 - ③ 受付期限：令和7年4月18日（金）正午まで

④ 提出先：山口市地域生活部人権推進課 男女共同参画推進室

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和7年4月23日（水）までに本市の公式ウェブサイト（<http://www.city.yamaguchi.lg.jp>）で公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、個別に回答する。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出文書（様式第3号）
- ② 企画提案書（様式第4号）
- ③ 事業収支予算書（様式第5号）
- ④ 団体の規約等及び活動実績（参考様式または任意の様式）

(2) 提出方法

持参・郵送のいずれか（提出期限内必着）

(3) 提出期限

令和7年5月20日（火） 正午まで ※持参による場合の受付は、日・月曜を除く。

(4) 提出先

山口市地域生活部人権推進課 男女共同参画推進室（山口市男女共同参画センター内）

(5) 提出部数

正本1部、副本（コピー）6部

(6) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 事業者の選定

(1) プレゼンテーション審査

- ① 実施予定日：令和7年5月29日（木）もしくは30日（金）
※ 時間及び会場については、別途応募者に通知する。
- ② 実施時間：30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）
- ③ 出席者：4名以内
- ④ 選定方法

別紙「山口市男女共同参画センター事業普及啓発業務委託評価基準」に基づき、評価委員会が企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、契約上限額の範囲内で、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(2) 結果通知

審査結果の通知は、プレゼンテーションを行ったすべての提案者に電子メールで行うほか、市ウェブサイトで公表する（結果通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない）。

10 契約の締結

提案のあった内容をそのまま契約内容とするのではなく、受託候補者と市が具体的な業務内容等について協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点者と順次交渉するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

12 その他留意事項

- (1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

13 所管課（問い合わせ先）

山口市地域生活部人権推進課 男女共同参画推進室

住 所：〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号 山口市男女共同参画センター内

電話番号：083-934-2784

FAX 番号：083-934-2841

E-mail：jinken@city.yamaguchi.lg.jp